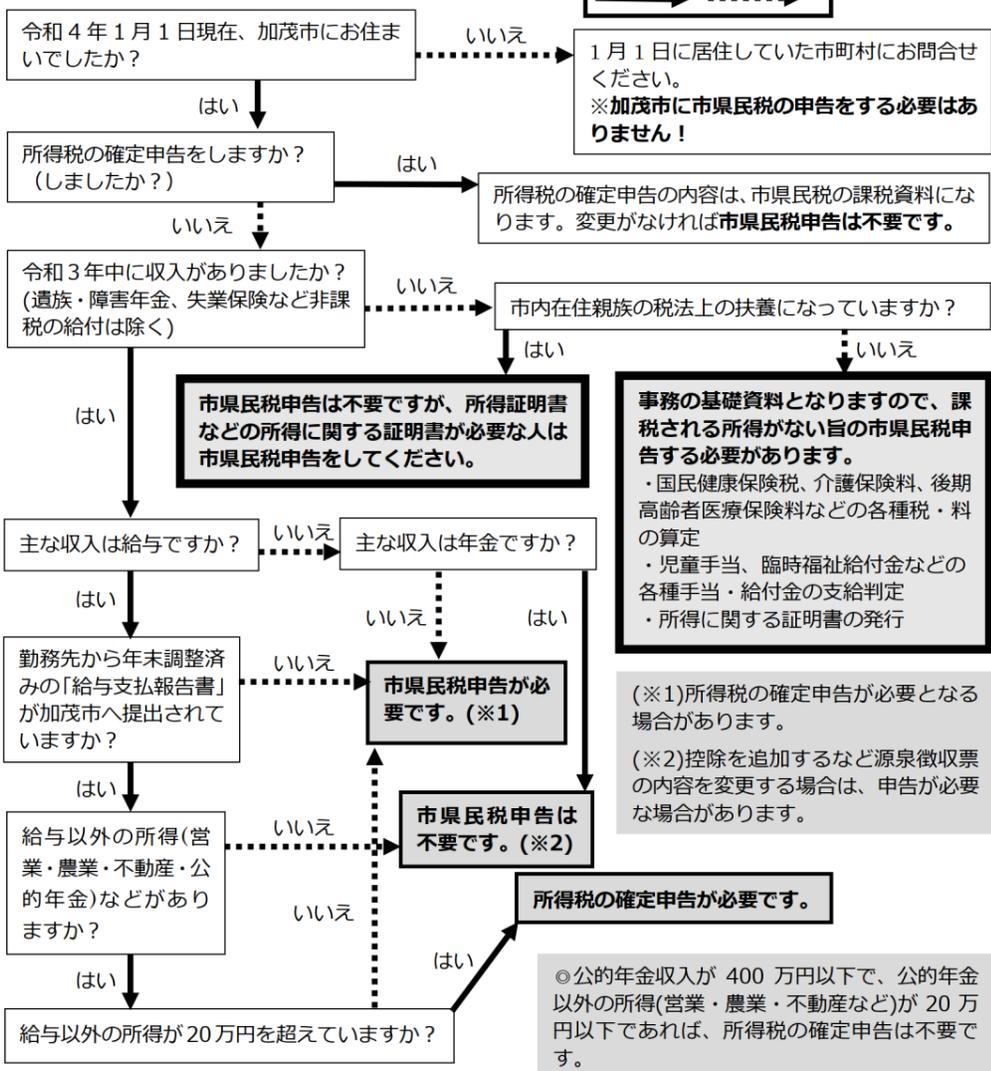


# 令和4年度分 市県民税申告の手引き

提出期限 令和4年3月15日

## 市県民税申告が必要な方

### 市県民税の申告が必要な人 フローチャート



## 市県民税とは

市県民税は均等割と所得割とで構成されています。

### 均等割について

一定金額を超える所得があれば均等に課税されます。また、市内に住んでいない方で市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方も課税されます。  
※個人住民税の均等割は、県民税 年額 1,500円・市民税 年額 3,500円と定められています。

### 所得割について

所得割は、前年中(1月1日から12月31日まで)の所得金額を基礎として計算されます。

### 均等割と所得割が課税されない場合(市県民税非課税となる方)

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- 未婚の未成年者又は障害者、寡婦またはひとり親に該当する方で前年中の合計所得金額が135万円以下の方  
※合計所得135万円以下は給与収入に換算すると2,043,999円以下、公的年金の場合は、前年12月31日の年齢が65歳未満の場合、2,166,667円以下、65歳以上の場合2,450,000円以下
- 前年中の合計所得金額が下記表で定める以下の方

扶養人数	合計所得金額	給与収入	公的年金収入 ※前年12月31日の年齢	
			(65歳未満)	(65歳以上)
1人(本人のみ)	380,000円	930,000円	980,000円	1,480,000円
2人(本人+1人)	828,000円	1,378,000円	1,470,667円	1,928,000円
3人(本人+2人)	1,108,000円	1,683,999円	1,844,000円	2,208,000円
4人(本人+3人)	1,388,000円	2,099,999円	2,217,334円	2,488,000円

※所得割が課税されない場合 前年中の総所得金額等が35万円×(同一生計配偶者及び扶養親族の合計数+1)+42万円以下の方  
ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合には45万円の方

※28万円×(本人+同一生計配偶者+扶養親族数)+26万8千円以下の方  
ただし、同一生計配偶者も扶養親族も有しない場合には38万円以下の方

## 市県民税の計算方法

課税総所得金額 × 所得割税率

所得金額から所得控除額を差し引く × 市民税 6% → 算出 所得割額

所得金額から所得控除額を差し引く × 県民税 4% → 算出 所得割額

(1,000円未満切捨て) ※分離課税(退職所得、土地建物等の譲渡所得等)については税率及び課税計算方法が異なります。

**税額控除額等**

①調整控除 ②配当控除 ③住宅借入金特別控除 ④寄付金税額控除 ⑤配当割額・株式等譲渡所得割の控除額

市民税 均等割額 3,500円 + 市民税 均等割額 (100円未満切捨) = 市民税額

県民税 均等割額 1,500円 + 県民税 均等割額 (100円未満切捨) = 県民税額

### 税額控除額等

#### ① 調整控除

(所得税との人的控除の差額を調整するための控除)  
(1) 合計課税所得金額が200万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が200万円超の者

次の①の金額から②の金額を控除した金額(5万円を下回る場合は5万円)の5%(県民税2%、市民税3%)に相当する金額  
①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額  
②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※ただし、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用外とする人的控除差調整額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超950万円以下 950万円超1000万円以下
障害者控除	普通 1万円	配偶者控除	一般 5万円 老人 4万円
	特別 10万円		老人 10万円 6万円
同居特別	22万円	配偶者特別	48万円超50万円未満 50万円以上55万円未満
寡婦控除	1万円	控除	5万円 4万円 2万円
ひとり(父)	1万円	控除	3万円 2万円 1万円
親除(母)	5万円	扶養控除	一般 5万円 老人 10万円
勤労学生控除	1万円	特定	18万円 同居老親等 13万円

## 市県民税 計算例

夫：加茂太郎(78歳) 扶養 妻：加茂花子(78歳)  
年金収入 320万円 年金収入 80万円

国保税等の社会保険料 85,410円 子：加茂二郎  
(新契約) 一般生命保険料 9,730円 身体障害3級(49歳)  
(新契約) 介護医療保険料 15,218円 収入 0円

- 年金収入320万円に対する年金所得額 210万円(A)
  - 所得控除額  
社会保険料控除 85,410円 生命保険料控除 23,339円  
障害者控除(普通障害) 26万円 配偶者控除(老人) 38万円  
扶養控除(一般) 33万円 基礎控除 43万円  
所得控除合計 1,508,749円(B)
  - 課税所得金額(A-B=C)  
所得金額-所得控除=課税所得金額(1,000円未満切捨て)  
210万円-1,508,749円=591,000円(C)
  - 所得割額(C×税率)  
課税所得金額×市県民税率=所得割額(100円未満切捨て)  
市民税 591,000円×6%=35,400円(D)  
県民税 591,000円×4%=23,600円(E)
  - 調整控除額(金額については①調整控除を参照)  
障害者控除(普通障害) 1万円  
配偶者控除(老人) 10万円  
扶養控除(一般) 5万円  
基礎控除 5万円 合計 21万円(F)
- 市民税調整控除額(F)×市民税3%  
21万円×3%=6,300円(G)

県民税調整控除額(F)×県民税2%  
21万円×2%=4,200円(H)

### 6. 所得割額-調整控除額

市民税(D-G) 35,400円-6,300円=29,100円(I)  
県民税(E-H) 23,600円-4,200円=19,400円(J)

均等割  
市民税 3,500円(K) 県民税 1,500円(L)

市県民税額  
市民税(I+K) 29,100円+3,500円=32,600円  
県民税(J+L) 19,400円+1,500円=20,900円

市民税+県民税=市県民税額  
32,600円+20,900円=53,500円

### 税率について

区分	県民税	市民税	所得税	
均等割	1,500円	3,500円	-	
課税所得金額	4%	6%	累進税率 5%(195万円以下)~45%	
	課税短期譲渡所得金額	一般所得分 3.6%	5.4%	30%
		軽減所得分 2%	3%	15%
	課税長期譲渡所得金額	一般所得分 2%	3%	15%
特定所得分 1.6%(2%) <sup>注1</sup>		2.4%(3%) <sup>注1</sup>	10%(15%) <sup>注1</sup>	
軽減所得分 1.6%(2%) <sup>注2</sup>	2.4%(3%) <sup>注2</sup>	10%(15%) <sup>注2</sup>		
株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場分・一般分 2%	3%	15%	
課税退職所得金額	4%	6%	累進税率	
課税山林所得金額	4%	6%	累進税率	

注3 譲渡した年の1月1日現在の所有期間が5年を超える土地や建物を買った場合

